

八戸市認可外保育施設届出制実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設(保育所と同様の業務を目的とする施設であって市長から認可を受けていないものをいう。以下同じ。)を効率的に把握し、指導監督の徹底を図るとともに、施設の情報を利用者に適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、悪質な認可外保育施設の排除を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は八戸市(以下「市」という。)とする。

(届出の内容)

第3条 認可外保育施設からの届出等について、次に掲げるものを総称して届出制という。

- (1) 設置届出
- (2) 変更届出
- (3) 休止・廃止届出
- (4) 毎年の定期報告
- (5) 長期滞在児がいる場合の報告
- (6) 市長による情報提供

(届出制対象施設)

第4条 届出制対象施設は次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法第34条の15第2項による認可を受けていない、次に掲げる事業を実施している施設
 - ① 家庭的保育事業
家庭において必要な保育を受けることが困難である乳幼児(以下「保育を必要とする乳幼児」という。)について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)
 - ② 小規模保育事業
保育を必要とする乳幼児について、当該保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業
 - ③ 居宅訪問型保育事業
保育を必要とする乳幼児について、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
 - ④ 事業所内保育事業
保育を必要とする乳幼児について、事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児及びその他の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設において、保育を行う事業

⑤ 企業主導型保育事業

④の業務を目的とするものの設置者が、公益財団法人児童育成協会から助成を受けて保育を行う事業

- (2) 児童福祉法第35条第4項の認可を受けていない施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていない施設
- (4) 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。

（届出制の実施）

第5条 認可外保育施設からの届出は、以下のとおりとする。

(1) 設置届出

設置届出については、それぞれ設置から1か月以内に「認可外保育施設設置届（別記第1号様式）」により市長に報告するものとする。

(2) 変更届出

変更届出については、下記の事項に変更が生じたときから1か月以内に「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」により市長に報告するものとする。

- ①施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ③建物その他の設備の規模及び構造
- ④施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤入所（利用）定員
- ⑥施設の設置者について、過去に児童福祉法第59条第5項の命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(3) 休止・廃止届出

届出対象施設について、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、その日から1か月以内に、市長に対して、「認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（別記第3号様式）」により、速やかに報告するものとする。

(4) 毎年の定期報告

認可外保育施設（届出制対象施設以外の施設を含む。）の設置者又は管理者は、毎年度6月1日現在の施設の運営状況を6月30日までに、「認可外保育施設定期報告届（別記第4号様式）」により市長に報告するものとする。

(5) 長期滞在児がいる場合の報告

認可外保育施設の設置者又は管理者は、当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所、及び家庭の状況等を「長期に滞在している児童について（別記第5号様式）」により、速やかに市長

に報告するものとする。

(6) 市長による情報提供

市長は、各認可外保育施設の運営状況をまとめ、利用者への情報提供を図るものとする。情報提供の方法及び項目は次のとおりとする。

①情報提供の方法

- ア 市のホームページへの掲載
- イ 情報提供内容の市窓口への設置

②項目

- ア 施設の名称、所在地及び電話番号
- イ 設置者及び管理者の氏名
- ウ 設置主体
- エ 事業開始年月日
- オ 開所時間
- カ 施設区分
- キ 入所（利用）定員
- ク 指導監督基準適合証明書交付日
- ケ 有資格者数
- コ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの URL

(届出の受理及び指導)

第6条 届出の受理及び指導は次のとおりとする。

(1)設置届出の受理等

市長は、認可外保育施設から設置届出又は変更の届出があった場合は、速やかに当該施設に対して「設置（変更）届出受理通知（別記第6号様式）」を送付するものとする。

(2)届出の指導

届出対象施設にもかかわらず、1か月を経過しても届出がない場合、市長は、「保育施設の設置に係る届出について（別記第7号様式）」により期限を付して届出を行うよう指導するものとする。この場合、期限が過ぎても届出がない場合は、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続を行うことができるものとする。

(認可外保育施設届出台帳)

第7条 市長は、認可外保育施設から設置届の提出があった場合、「認可外保育施設届出受付簿（別記第8号様式）」を整備し、認可外保育施設の運営状況の把握に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から実施する。